

きょうなんけんいき
峡南圏域
地域生活支援拠点等事業

峡南圏域自立支援協議会

市川三郷町・富士川町・身延町・早川町・南部町



作成：峡南圏域自立支援協議会事務局

発表者：富士川町役場 福祉保健課

障害福祉担当 中沢美和子

目次

- ▶ 1・・・**峡南圏域（市川三郷町・富士川町・身延町・早川町・南部町）の概要**
- ▶ 2・・・**地域生活支援拠点等事業の整備のプロセス・整備類型・概要**
- ▶ 3・・・**長野県北信圏域の視察の様子**
- ▶ 4・・・**各機能の具体的な内容**
- ▶ 5・・・**報酬単価・支払いについて**
- ▶ 6・・・**地域生活支援拠点等のイメージ図**
- ▶ 7・・・**地域生活支援拠点等における支援の事例（事例なし）**
- ▶ 8・・・**地域生活支援拠点等事業の整備・運営における今後の課題（予定）・方針**



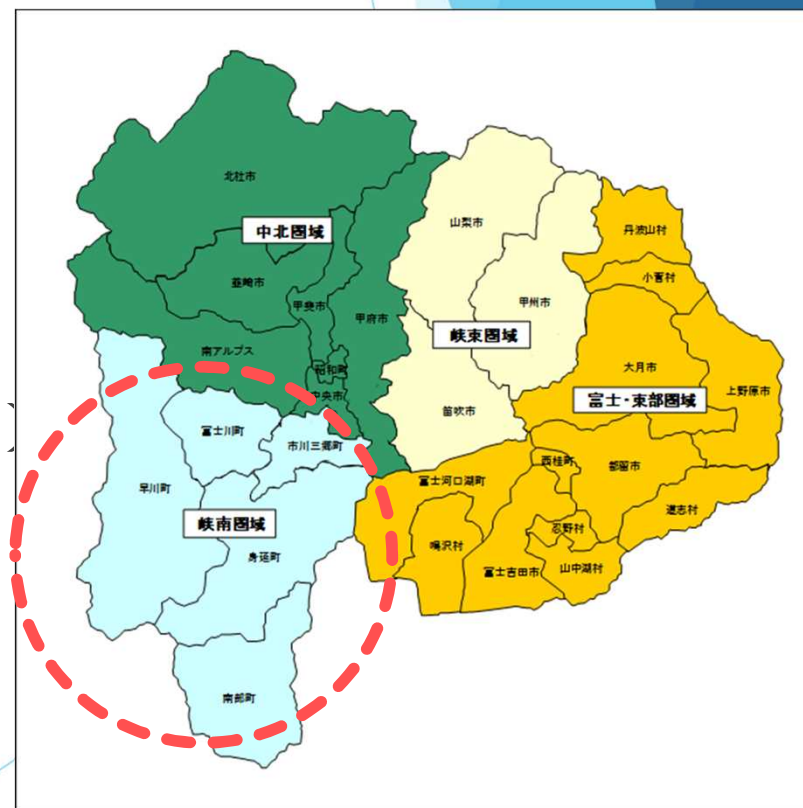
峡南圏域の概要

(市川三郷町・富士川町・身延町・早川町・南部町)

- ▶ 人口 (峡南5町) 52,578人
- ▶ 障害者の状況 (峡南5町)
 - ・ 身体障害者手帳所持者 3,023人
 - ・ 療育手帳所持者 504人
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者 540人

(平成30年4月1日 現在)

* 人口は年々減少している。社会資源が少なく、障害福祉サービス事業所が不足している状況。



地域生活支援拠点等事業の整備のプロセス

- 町第4期障害福祉計画（平成26年制定）に平成29年度末までに1か所以上整備しなければならないと明記。

平成28年、国の指針を受け、平成32年度末までに整備と延長措置が取られる（必須事業）。

地域生活支援拠点等事業の整備のプロセス

*** 毎月第3木曜日、自立支援協議会事務局にて情報交換を実施。**

- ・平成28年6月：事業所情報交換会にて拠点等事業の説明。
8月：各事業所あてに聞き取り調査実施。
9月：プロジェクトメンバー（PT）結成。PTメンバーにて協議を図る。
12月：聞き取り調査の結果を踏まえて事業所情報交換会を実施。
- ・平成29年1月：PTメンバーにて先進地モデルを参考に協議。
6月：先進地の視察として長野県北信圏域を訪問。
7月：視察の振り返りを兼ねて意見交換会実施。
8月：全体会にて事業の経過報告。
- ・平成30年2月：事業所情報交換会にて事業の経過報告。
8月～：各町より、町内の高齢者施設への事業説明と協力依頼を実施。
（協議会として）慈生園へ緊急時受け入れの協力依頼を実施。
10月：高齢者施設（慈生園）見学。

地域生活支援拠点等事業の整備のプロセス・整備類型・概要

▶ 類型

- ・ 面的整備型

▶ 概要

- ・ 障害分野における社会資源が少ないため、高齢者施設へも働きかけを行い、協力を依頼する。
- ・ 協議の結果、5つの機能のうちから「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」を優先的に整備。それ以外は段階的に整備していくことになる。

長野県北信圏域 視察の様子 (総合安心センターはるかぜ)



視察日：平成29年6月14日（PTメンバー26名）

- ・圏域内にある、社会福祉法人高水福祉会が中心を担う。
多機能型拠点整備
総合安心センターはるかぜを設置。（母体は入所施設）

各機能の具体的な内容

▶ 相談

各町役場および峡南圏域相談支援センター（24時間365日）において相談調整機能を担う。

また圏域内の相談支援事業所とも連携を図っていく。

- ・指定特定・障害児相談支援事業 5か所
- ・指定一般相談支援事業 2か所

緊急時をつくらないためにも、日頃の関わりの中で施設の体験利用などを行っていくことが大切。

各機能の具体的な内容

▶ 体験の機会・場の提供

峡南圏域内にある就労継続支援B型事業所や数少ないIGHを運営する社会福祉法人等と協議を行い、GHの体験を行えるように整備していく。

日中の活動場所（作業所等）やGHなどの体験を行っていくことで、将来的なイメージを持つことができる。様々なニーズに対して、体験利用できる場がないため、各事業所へも依頼を行っている。

圏域内事業所ガイダンスを開催する中でニーズを把握し、体験の場を確保していく。

各機能の具体的な内容

▶ 緊急時の定義

- * 家族に何か起きた際に、家族間だけでは対処が難しい状況。
- * 日中夜間を問わず、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などで本人または家族等では対処できないような事態。
- * 医療的ケア・行動障害専門的な対応が必要な緊急事態。

各機能の具体的な内容 - 2

▶ 緊急時の受け入れ

峡南圏域では、障害福祉サービスの入所施設が2カ所あり、どちらも当事業への協力を承諾して頂いている。



高齢者の入所施設等へも働きかけを行い、当事業への協力を依頼し、現時点では養護施設1施設の承諾を得ることができた。今後も働きかけを行っていきながら、協力事業所を増やしていきたい。

各機能の具体的な内容 - 3

▶ 緊急時の受け入れ（現時点）

施設等における短期入所支援

かじか寮・くにみ園・慈生園への短期入所

事業所等による宿泊を伴わない支援

通所の事業所等における預かり等による支援

事業所職員等による訪問介護支援

自宅等へのかけつけ支援

各機能の具体的な内容 - 4

緊急時支援のフロー図（案） 《緊急事態発生》

連絡調整機能 町役場・峡南圏域相談支援センター
【対応日時】 < 24時間365日 >
【支援手順】 状況の把握
支援方法の検討・判断
協力事業所への依頼

支援の種類 1.施設等における短期入所支援
2.事業所等による宿泊を伴わない支援
3.事業所等職員による居宅介護支援
【対応期間】 < 最長72時間以内 >

受け入れ後支援体制
町役場または峡南圏域相談支援センターは、関係機関を招集し、迅速に今後の支援方針を検討

緊急事態が回避された時点で緊急対応終了

各機能の具体的な内容

▶ 専門的な人材の確保・要請

- ・ 自立支援協議会や事例検討部会にて協議・研修会への参加でスキルアップを図る。

緊急時の受け入れ先や養護老人ホームの職員向けに「障害の理解や対応について」の学習会を予定。

各機能の具体的な内容

▶ 地域の体制づくり

- ・ 自立支援協議会の中で、地域課題を整理していく。
- ・ 圏域内で当事業をコーディネートできる人材を育成していく。


地域生活支援拠点事業等における 報酬単価・支払い方法について

- ▶ 報酬単価については、峡南圏域における一律の料金を設定。（協議中）
（緊急時支援を行った場合は、1日につき一律の単価を支払う）
- ▶ 当事業における緊急時の支援に掛かった費用については、利用者負担は無しとし、各町が負担する。従って、前ページにおける ~ の支援を行った場合、各町より施設等へ支払いを行う。



- ▶ 一律の報酬単価を設定することにより、利用費について施設側に明確にすることができる。また、この報酬単価を設定することにより、障害支援区分を持っていない方や介護保険施設での対応や支払いが可能になる。

地域生活支援拠点事業等における 報酬単価・支払い方法について

11月1日(木) PM 22:00~	11月2日(金) 1日利用	11月3日(土) AM ~10:00	11月4日(日)	11月5日(月)
				
11月1日(木)・2日(金)・11月3日(土)の合計3日間の利用。 請求 【町 施設】:一律料金(円) × 3日 = 円				

緊急時の対応(3つの種類)のすべてにおいて、支援をしてくれた事業所へ支払いを行う。

地域生活支援拠点等のイメージ図

- ・ 峡南圏域の障害福祉サービス事業所、病院など関係機関と連携し拠点整備を整えていく。



地域生活支援拠点等における支援の事例 (利用事例なし)

・事業所情報交換会事例検討会にて



Aさんの事例

年齢：30代

性別：男性

家族：母（70代）

診断名：知的障害

地域生活支援拠点等の整備・ 運営における今後の課題・方針

▶ 平成30年度地域生活支援拠点事業計画

- * 10月・・・事業所情報交換会実施（事業内容の経過報告）
 - * 11月・・・全体会実施（事業内容の経過報告）
- 平成31年4月より、地域生活支援拠点等事業を開始。

▶ 運営における今後の課題・方針

- * 協力して頂ける施設や事業所等を増やしていき、緊急時の際も利用者の方が安心して過ごせるような環境づくりを目指していく。（ガイドラインを作成予定）
- * 圏域内で当事業をコーディネートできる人材を育成していく。
- * GH等の1人暮らしが体験できる場の確保を協力依頼していく。
- * 普段の関わりの中から、緊急時にならないような関わり（計画相談の充実）を行っていく。
- * 障害者、高齢者の方への関わりの特徴などの勉強会や研修会を企画、実行していく。
- * 今後も自立支援協議会を活用し、事業の整備後も、協議会内にて利用の状況を検証したり、その他の機能を段階的に整備していくための検討を行っていく。

ご清聴ありがとうございました。

